

●香川県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年2月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成20年1月1日	ハート・ケア介護サービスセンター 丸亀市津森町68番地8	有限会社ハート・ケア 丸亀市津森町68番地8	訪問介護 介護予防訪問介護
平成20年1月7日	小規模多機能型居宅介護施設 Da Noi遊雅 小豆郡土庄町肥土山甲1735番地1	特定非営利活動法人 遊 高松市林町2032番地2	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
平成20年1月21日	内海病院通所リハビリテーション 小豆郡小豆島町片城甲44番地95	小豆島町 小豆郡小豆島町池田2100番地4	通所リハビリテーション